

2019年10吉日

お客様各位

Low Sulphur Fuel Surcharge (LSS) 導入のご案内【輸出】

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国際海事機構（IMO）においてマルポール条約（MARPOL 条約）が度々改正されておりますが、この度 2020 年 1 月より、船舶からの硫黄酸化物の排出量の規制強化が施行されます。当該規制への対策として、各船社において低硫黄成分含有の燃料を使用するにあたり、燃料費増加分を補う為のチャージ導入が進んでおります。

弊社におきましても、このような状況を鑑み、新たに Low Sulphur Fuel Surcharge (LSS) を導入することとなりましたので、下記の通りご案内申し上げます。

今後ともより一層のサービス向上に努めて参りますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

名 称	: Low Sulphur Fuel Surcharge (LSS)	※毎月変動
対 象 貨 物	: 日本発輸出 LCL 貨物	※FCL は船社に準じます
適用開始日	: 2019 年 11 月 1 日出港本船より	
適 用 料 率	: アジア/中国	USD 0.00/RT
	: 米国/カナダ	USD 0.00/RT
	: 欧州/地中海	未定
	: 中東/インド	未定
	: 豪州/中南米	未定

以上

ご不明な点などございましたら、弊社各窓口までお問合せ下さい。

株式会社ベスト SHIPPING

営業部 : 03-5439-3703

海上課 : 03-5439-3710

複合輸送課 : 03-5439-3708